



KAMIKAWAJI

上川路会計通信



第267号

税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所

代表
上川路 長生

ごあいさつ

一瀉千里

謹んで新年のお慶びを申し上げます。皆様にとって幸多い年でありますようにお祈りいたします。一般参賀が昨年に取りやめになったことで、宮内庁は天皇陛下のビデオメッセージを公表しました。陛下は、コロナ禍に苦しむ国民に「この困難な状況乗り越えていくことを心から願っています」と話されました。

今年の干支は『寅』です。寅年は十二支の中で“最強”の年で、寅年の人の性格は正義感が強く逆境に負けない強い信念を持つと言われていています。相場格言には“寅、千里を走る”とあります。動物のトラは決断力と才知の象徴とされています。格言通りであれば、勇ましい成長が期待できる年です。著名なエコノミストによれば、右肩上がりに勢いに乗って“一瀉千里”に株価は跳ねて、年末までに3万2千円程度に上昇が期待されると予測しています。コロナ禍から復興し、「勢いのある縁起の良い年になることを願いたい」と語りました。

4日朝9時には、いつものように事務所近くの荒田八幡宮での参拝です。コロナ禍で人数が制限された中で、代表して1年の安寧を祈りました。参拝のあと事務所では、本店・支店それぞれをZOOMで結んでの新年の挨拶をしました。数年前には考えられなかった事が、ごく普通に行われる時代の流れの速さに驚かされるばかりです。

多くの企業・団体は4日までに新年の業務を開始して、年頭所感でコロナ禍の長期化に対して挑戦を掲げていました。寅年にちなんで『虎のように勇猛果敢に困難に立ち向かおう』と、攻めの経営を宣言する所感もありました。今年の干支には、『厳しい冬を越えて芽吹き始める』という意味があることから、「コロナ禍乗り越えて国内経済がしっかりした足取りで回復し、成長する1年になる」と期待する見通しも聞かれました。

岸田文雄首相が、伊勢神宮で年頭の記者会見を行い新型コロナ対策に「万全を期す」と語りました。新型コロナを克服し、傷んだ経済をどう立て直すのか、前首相の轍を踏まないように慎重な姿勢で臨んでいます。中国にどのように対応していくのか外交については、難題をかかえまし

目次

ごあいさつ “一瀉千里”	…1P
新年のご挨拶	…2P
新体制のお知らせ	…3P
セミナールーム開設のお知らせ	…3P
税務カレンダー	…4P
2022年1月の経理・税務チェックリスト	…4P
第17回KSCセミナーのご案内	…5P
第38回KMCセミナーのご案内(社福・医療)	…5P
会計・税務のQ&A!	
“『電子帳簿保存法改正について④』”	
～ スキャナ保存～	…6・7P
随想 “『虎と未来へ』 上川路 美恵野”	…8P

た。基本的には言うべきことは言う、しかし対話は行い関係は安定させることが肝要です。日本と中国の経済的なつながりを考えると、緊張感を持った関係をどう安定させるのか、日本の外交のしたたかさが問われる年になりました。

日本の真冬の風物詩は、友情と涙のタスキをつなぐスポーツの華『駅伝』です。郷里の出身者を熱く応援しながらテレビ観戦を楽しみました。高校女子駅伝では、常連校神村学園は無念の3位でした。高校男子駅伝では、初出場の出水中央が14位と大健闘しました。元旦のニューイヤ駅伝では、古豪旭化成は3位と残念な結果に終わりました。箱根駅伝は過去最強と自賛した青学大の原監督の言葉通り、新記録の圧勝で往路・復路とも完全優勝で黄金時代の再来となりました。

藤井聡太四冠が、5つ目のタイトル『王将』獲得を懸け渡辺明三冠に挑む第71期王将戦7番勝負が、1月9日、10日の両日に開幕します。藤井四冠が『藤井一強時代』を突き進むのか、渡辺王将が阻止するのか、渡辺王将にとっても意地を見せたい大一番となりました。藤井四冠は「強くなることを目標に取り組んできました。この道をこれからもぶれないよう見据えて進んでいきたい」と、『道』と揮毫した色紙を前に抱負を語りました。

(令和4年1月吉日)



新年の挨拶

あけましておめでとうございます。今年の干支は「壬寅（みずのえとら）」で、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれることを表しているそうです。大きく花開くためには、地道な自分磨きを行い、実力を養うことが大切であるという事を指示しています。

税理士法人上川路会計は、今年十月上川路会計事務所創立から四十五周年を迎えます。同様に歴史のある甲南永山事務所、旧別府税務会計事務所と合流し、ますます顧問先の皆様の発展に貢献できる事務所として成長して参りたいと思っております。

「恕」といふ思いやりの心を経営理念として社員一丸となり、お客様のサポートできるよう日々邁進してまいりますので、今年もどうぞよろしくお願いたします。

謹賀新年



旧年中は大変お世話になり誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願申し上げます。

令和四年 元日

各事務所連絡先



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所
所長 上川路長生
〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400
Mail : kamikawaji@tkcnf.or.jp

■支店 甲南永山事務所
所長 永山彰久
〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992
Mail : nagayamataxa@gmail.com

■支店 名山町鹿児島ビル事務所
所長 上川路美恵野
〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348
Mail : kamikawaji@mbd.nifty.com

今後とも 税理士法人 上川路会計を
宜しくお願申し上げます！

税理士法人 上川路会計 新体制のお知らせ

令和4年1月より 荒田八幡事務所（旧 別府税務会計事務所）は本店 下荒田事務所に合流しましたのでご報告させていただきます。

事業所移転のお知らせ

このたび 税理士法人上川路会計 荒田八幡事務所（旧 別府税務会計事務所）は令和4年1月4日より 下記のとおり税理士法人上川路会計 本店 下荒田事務所へ移転し業務を行うことになりました

何とぞご高承の上 一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます

記

- 移転先住所 税理士法人 上川路会計 本店 下荒田事務所
〒890-0056 鹿児島市下荒田4丁目1-9
- 移転先電話番号 TEL 099-252-7070
- 移転先FAX番号 FAX 099-252-6400
- 移転先での業務開始日 令和4年1月4日(火)

以上

※電話・FAX番号も変更となりますので、お間違えの無い様よろしくお願いたします。

セミナールームを開設しました

この度、常設のセミナールームを開設いたしました。現在はコロナウィルス(COVID-19)感染予防のためライブ配信でセミナー開催しておりますが、税理士法人 上川路会計は、今後さらに研修サービスを充実させてまいります。ご期待ください！



P5の研修のご案内もぜひご覧ください！！

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2022年1月

< 1 1 月決算会社申告書提出 >

日	月	火	水	木	金	土
						1 元旦
2	3	4	5	6	7	8
9	10 成人の日	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5



1月31日まで

- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 2月決算法人 第3四半期分
 - 5月決算法人 第2四半期分
 - 8月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 給与支払報告書の提出

1月11日まで



- 源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- 住民税の特別徴収税額の納付

本年最初の給与支払日の前日

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
- 1月中の各都道府県・市町村条例で定める日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の第4期分の納付

2022年2月

< 1 2 月決算会社申告書提出 >

2月28日まで

- 1 2月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 3月決算法人 第3四半期分
 - 6月決算法人 第2四半期分
 - 9月決算法人 第1四半期分
- 3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮にかかる消費税等の確定申告

- 年税額4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告

2月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

2月中の市町村条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

2022年1月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありますか？チェックしてみましょう！

還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出期間の開始は、1月1日からです。早く申告を行えば、還付も早く受けられますので、早めに申告を行いましょ。

固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が終わっているか今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。

各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各種調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

第17回 KSCセミナーのご案内

※コロナウイルス(COVID-19)感染予防のためライブ配信で開催します。



『ネット風評被害対策セミナー』

講師:ソルナ株式会社 ネットソリューション部 部長 大月 美里 先生

AIの進化やFacebookの仮想通貨の登場など、社会的背景がまさに“激変”の兆しを見せています。同様にSNSも新しい時代を迎え、海外からも新しいサービスが上陸するなど、「口コミの影響力」は強まる一方です。もはや「単なるネットトラブル」とは言い切れない様々なリスクの多くは、実は内部から発生しているのが事実です。労基の取り締まりが非常に厳しくなり、企業が「人」のリスクを全く見過ごせなくなった今だからこそ知っておきたい対策について解説します。

- 日時 令和4年1月12日(水) 14:00~15:00 (接続開始 13:50ごろ~)
- 開催方式 ZOOMによるライブ配信
- 会費 無料
- お申込方法 スマホで右のQRコードから申込できます
- お問い合わせ 税理士法人 上川路会計 TEL 099-252-7070 担当:有島・福田



(有)上川路マネジメントセンター 主催

第38回KMCセミナーのご案内

※コロナウイルス(COVID-19)感染予防のためライブ配信で開催します。

- 日時 令和4年2月10日(木)
第一部 13:30~15:00 第二部 15:10~16:30
(13:15頃~接続可能になります。)
- 開催方式 ZOOMによるライブ配信
- 会費 無料
- お申込方法 別紙参照
- お問い合わせ (有)KMC 事務局 TEL 099-252-7070 担当 福田 福留



※2部のうち、どちらか一方のみの受講も可能です

第1部 『社会福祉法人の経営環境 と社会福祉連携推進法人制度の概要』

13:30~15:00

講師: 税理士法人 上川路会計

公認会計士・税理士 上川路 美恵野

令和4年度から「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新しい法人制度です。厳しさを増す経営環境の中、福祉・介護人材の確保や法人の経営基盤の強化、地域共生の取組の推進など共通の課題について複数の法人が連携して解決を図ることが期待されています。社会福祉連携推進法人制度創設の背景や制度の内容を知ることは、社会福祉法人の将来を見据えた経営を考える参考になると思います。

第2部 『認定医療法人制度について』

15:10~16:30

講師: 税理士法人 上川路会計 コンサル事業部長

認定医業経営コンサルタント 此元 洋助

令和3年5月医療法改正により、持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の期限が令和5年9月30日まで延長されました。平成19年3月31日現在43,203法人の「持分ありの医療法人」は令和3年3月31日現在も38,083法人あります。移行を検討している医療法人に対して、改めて制度を周知するとともに、より円滑に移行に取り組むことができるよう、制度の活用方法について解説いたしますので、移行をご検討されている法人様はぜひご参加ください。

会計・税務のQ & A!

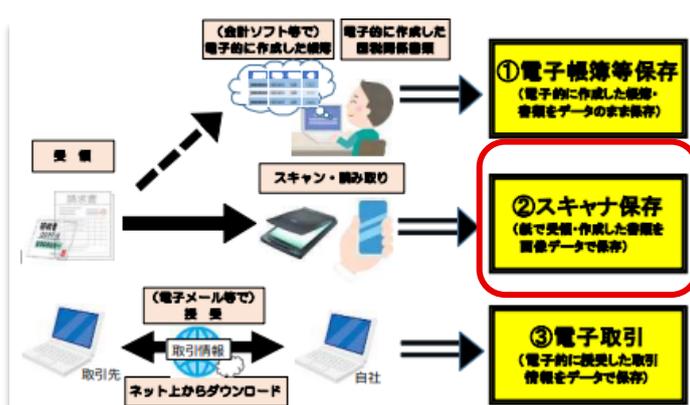
テーマ 『電子帳簿保存法改正について④』 ～ スキャナ保存 ～

令和3年度の税制改正において、「電子帳簿保存法」の改正等が行われ、令和4年1月1日より施行されます。今回は「国税関連帳簿のデータ保存に関する要件緩和」について見ていきましたが、今回は「スキャナ保存に関する改正事項」について見ていきたいと思います。こちらも、義務ではなく、要件を満たしたらスキャナ保存が可能であるという位置づけになりますので、「電子取引のデータ保存義務化」とは区別して考えていきましょう。

参考資料:国税庁HP

スキャナ保存制度は、相手先から受領した領収書などの取引関係書類等について、要件を満たして書類をスキャナして保存した場合に、そのスキャンしたデータの保存をもって書類の保存に代える制度であり、受領した原本の書類を廃棄することが認められる制度です。

スキャナ保存の対象となる書類は、棚卸表、貸借対照表、損益計算書などの決算関係書類以外の書類であり、重要書類と一般書類に区分されます。



～ スキャナ保存(区分②)に関する改正事項 ～

- 1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
- 2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、要件が緩和されました。
- 3 適正事務処理※要件が廃止されました。
- 4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

※相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます

対象となる書類は？

◆重要書類◆

資金や物の流れに直結・連動する書類
(例) 契約書 納品書 請求書 領収書 など

◆一般書類◆

資金や物の流れに直結・連動しない書類
(例) 見積書 注文書 検収書 など

1. 税務署長の事前承認制度が廃止されました

国が求める基準を満たし、さらに電子帳簿保存法に対応した機能を備えている経費精算システムなどを準備し、社内ルールの方策と周知ができ次第、速やかにスキャナ保存の対応が可能になりました。

2. タイムスタンプ要件、検索要件等について、要件が緩和されました

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。
- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせることで条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。

3. 適正事務処理要件が廃止されました

改正前までは、内部統制の目的で、電子帳簿保存に関する社内規定の整備や2名以上での対応(チェック機能の強化)などの適正事務処理要件がありました。2022年度より廃止されました。

4. スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。



令和4年度 税制改正大綱より

自民・公明両党が12月10日に決定した「令和4年度税制改正大綱」で、令和4年1月1日より施行される電子取引データを電子データのまま保存する事の義務化について、円滑な移行のための宥恕措置の整備が発表されました。

電子取引の保存要件がやむを得ない事情によって満たすことができず、その事情を所轄税務署が認めた場合は、令和5年12月31日までの間は書面での保存を容認するという内容です。ただし、税務署が必要な書類の提出を求めた際には応じられるようにしなければなりません。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子取引データを電子データのまま保存する事)への円滑な移行の宥恕措置の整備



※やむを得ない事情に関する事例はまだ発表されていませんので、しっかりと準備を進めていきましょう

やむを得ない事情で※電子保存ができない

その事情を所轄税務署が認めたら、令和5年12月31日までは書面での保存が容認されます



あけましておめでとうございます。令和4年 壬寅の年の始まりです。

毎年、読み初めの本は何にしようか考えます。干支にちなんだものなら絵本「ちびくろさんぼ」も良いですね。お話の最後にトラがお互いのしっぽに噛みついて木の周囲をぐるぐるるる・・・と回っているうちにバターになり、そのバターで焼いたホットケーキを高く積み上げる場面の魅力は格別です。

「ちびくろさんぼ」は、インドに駐在していたヘレン・バナーマンによって1899年に初めて出版されました。このお話が作られた約百年前には、トラはインドも含めアジアの広い範囲で約10万頭いたそうですが、現在では約3千頭にまで急激に数を減らし絶滅の危機に瀕しています。

元々日本にはトラがいなくて遠い外国のこのように思いがちですが、この危機には私たち日本人も大きな責任を負っています。トラの激減の二大要因は、密猟・乱獲と森林減少です。

トラは、毛皮が観賞用として、また骨などは漢方薬の材料として求められてきました。日本もかつては世界でも最大級の市場であり取引が禁じられた後も密輸されているといいます。密輸してまで買わないよ、という人が大半だと思いますが、そんな一般的な人でもかかわっているのは、森林の減少です。この百年間でトラがすむ森が95%失われました。

森林の減少の最大の要因となるのは、木材や紙、天然ゴム、パーム油（植物油）など日常生活に欠かせない資材を生産するための開発です。私たち日本人（日本企業）はこれらの資源や農産物を大量に東南アジア、即ちトラの生息域から調達しているのです。

これらの課題を資本主義が孕む本質的な問題として論じているのが昨年話題になった新書「人新世の『資本論』」（斎藤幸平／集英社新書）です。絶えざる成長が不可欠な資本主義社会では、中核部（先進諸国）は周辺（途上国）から資源を搾取し環境負荷を押し付けることで発展し続けてきました。しかし、グローバル化により既に搾取すべき周縁部が無くなっていること、また、地球そのものが限界に来ていることで現在の全世界的な気候変動危機が起こっていること、そしてこの危機に対処するためには今ある資本主義に基づく社会経済システムの本質的な見直しが必要ということを明快に論じています。

昨年は多くの識者がそれぞれの立場から「資本主義」は今後どうあるべきかを論じているのを見聞きました。岸田首相も「新しい資本主義」を掲げていて、まだ首相の「新しい資本主義」がいかなるものか、具体的な政策は何かはわかりませんが興味深く注視しているところでは。

「ちびくろさんぼ」は、世紀を超えて多くの子供たちに愛読されましたが一時期差別問題に絡んで絶版になりました。そのため「トラがぐるぐる回ってバターになる」というイメージが伝わらない世代があるそうです。このまま手をこまねいてトラが絶滅してしまえば「トラ」のイメージすら伝わらないという悲劇がおこってしまいます。

1年の計は元旦にありといいますが、自分自身の、また事業所の目標だけでなく広い視点で世界の課題に対してどのように向き合うかを考える機会にしたいですね。



美恵野

参道の和毛わご明るき冬木の芽

※和毛・・・やわらかく細い毛



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

新年明けましておめでとうございます。

まだ移動や外出に不自由なことの多い日々ですが、年末年始どのように過ごされたでしょうか。変異ウイルスの感染拡大など、今年もコロナウイルスとの共存を考えていかないといけない年になりそうです。2022年、皆様が心も体も健やかにお過ごしできます様お祈りいたします。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

編集委員 上川路美恵野 鶴田 福留 東崎 関 清水

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば(税)上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

